

# 第1章 環境行政の概要

## 1 八千代市の概況

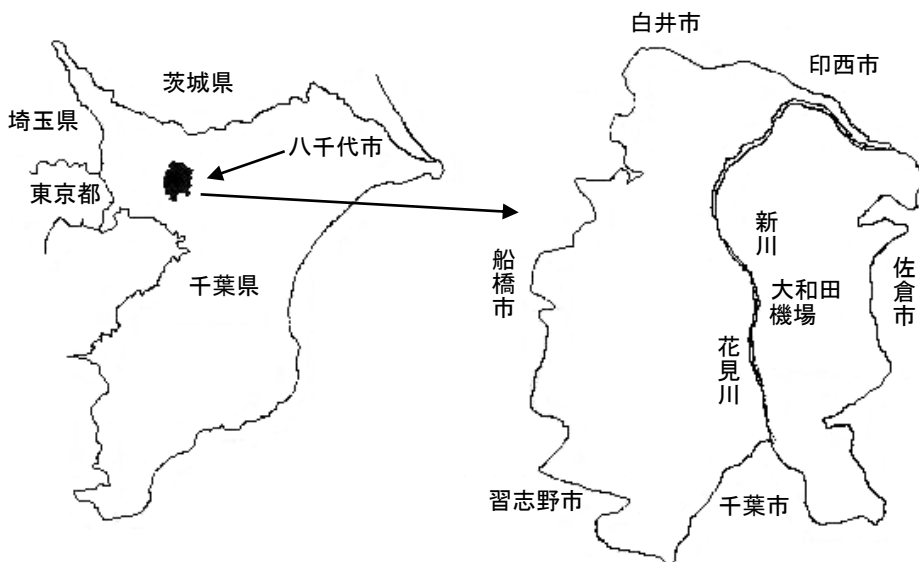
### (1) 位置及び地勢

本市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から東に約30キロメートルの位置にあります。東は佐倉市、西は船橋市、南は習志野市と千葉市、北は印西市と白井市にそれぞれ隣り合っています。

地勢は全体的に起伏の少ない台地で、地表は関東ローム層に覆われています。市の中央部に南北に印旛放水路が貫流しており、大和田機場を境に北側は通称「新川」、南側は通称「花見川」と呼ばれ、北は印旛沼、南は東京湾に通じています。

(県内位置図)

(隣接市位置図)



面積	地形	
51.39 km <sup>2</sup>	東西間	8.1 km
	南北間	10.2 km

### (2) 人口等

昭和42年1月1日に人口41,574人で市制を施行した本市は、昭和30年代に日本初の大規模団地として八千代台団地が造成されたことを機に、市域の南部を中心に大規模な住宅開発が進められ、人口の増加が始まりました。さらに、勝田台団地（昭和43年）、米本団地（昭和45年）、高津団地（昭和47年）、村上団地（昭和51年）と中高層の住宅団地の造成が相次ぎ、人口は急増しました。その後、人口の増加は沈静化しましたが、平成8年4月に東葉高速鉄道が開通し、駅周辺の都市基盤整備に合わせて各地域で土地区画整理や民間の開発業者による宅地開発が進められ、令和3年3月31日現在の人口は202,561人、世帯数は92,649世帯となっています。

### (3) 土地利用

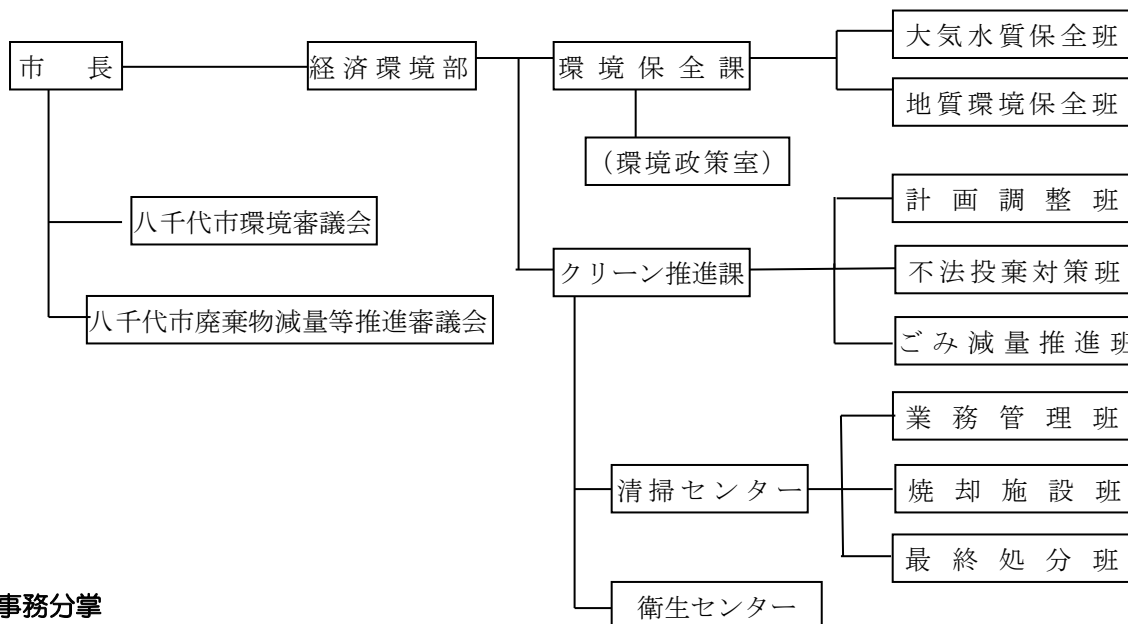
本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。

さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線の既成市街地及び東葉高速線沿線に工業団地などを有する新市街地、また、市街化調整区域の自然環境を保全する地域と大きく三つに区分されます。

今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた良好な土地利用に努めます。

## 2 環境行政の体制

### (1) 組織 (令和3年3月31日現在)



### (2) 事務分掌

#### 環境保全課

- ① 環境保全に係る総合調整に関すること。
- ② 環境保全思想の普及に関すること。
- ③ 環境問題連絡会議に関すること。
- ④ 環境審議会に関すること。
- ⑤ あき地の雑草等の除去指導に関すること。
- ⑥ 浄化槽の管理指導に関すること。
- ⑦ 合併浄化槽の設置に係る助成等に関すること。
- ⑧ 生活環境の改善及び指導に関すること。
- ⑨ 公害防止計画等各種環境保全計画の企画に関すること。
- ⑩ 環境保全協定に関すること。
- ⑪ 環境影響評価に関すること。
- ⑫ 公害の苦情相談に関すること。
- ⑬ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る調査及び指導に関すること。
- ⑭ 水質汚濁及び地盤沈下に係る調査及び対策に関すること。
- ⑮ 地下水汚染及び土壌汚染に係る調査及び対策に関すること。
- ⑯ 環境関係法令に基づく特定施設等の届出に関すること。
- ⑰ 専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- ⑱ 八千代市小規模水道条例に関すること。
- ⑲ 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。
- ⑳ 庶務に関すること。

#### (環境政策室)

- ① 省エネルギー対策の推進及び新エネルギーの利用促進に関すること。
- ② 地球温暖化防止対策の推進に関すること。

③ 生物多様性の保全に関すること。

④ 鳥獣飼育登録に関すること。

⑤ 危険な動物に関すること。

⑥ 地域猫の不妊、去勢等の手術費用の助成に関すること。

⑦ 環境学習の推進に関すること。

#### クリーン推進課

- ① 一般廃棄物処理事業の基本計画に関すること。
- ② 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- ③ 一般廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔保持に関すること。
- ④ 一般廃棄物処理業者等の許可、委託及び指導監督に関すること。
- ⑤ 一般廃棄物の調査、統計及び分析に関すること。
- ⑥ ごみ減量及びリサイクルに関すること。
- ⑦ 廃棄物等の記録の作成及び報告に関すること。
- ⑧ 不法投棄防止の啓発に関すること。
- ⑨ 産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。
- ⑩ 土砂等の埋立て等の許可に関すること。
- ⑪ 施設用地の確保に関すること。
- ⑫ 処理施設の建設に関すること。
- ⑬ クリーン基金の管理に関すること。
- ⑭ 清掃センターに関すること。
- ⑮ 衛生センターに関すること。

- ⑯ し尿処理事業の手数料及び申請等に関すること。
- ⑰ 庶務に関すること。

- ⑩ 集積場所の承認及び美化に関すること。
- ⑪ 記録の作成及び報告に関すること。
- ⑫ 庶務に関すること。

#### 清掃センター

- ① 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- ② 埋立処分地の維持管理に関すること。
- ③ じん芥処理手数料の徴収に関すること。
- ④ 運搬自動車等の維持管理に関すること。
- ⑤ 委託及び許可業者の業務指導に関すること。
- ⑥ 不法投棄物の処理に関すること。
- ⑦ 処理施設の稼働業務に関すること。
- ⑧ 処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。
- ⑨ 他施設への給湯に関すること。

#### 衛生センター

- ① 処理施設の維持管理に関すること。
- ② 記録の作成及び報告に関すること。
- ③ 庶務に関すること。

### (3) 審議会等

#### ① 八千代市環境審議会

八千代市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置しています。

#### 環境審議会委員の構成

学識経験者	4名	11名
事業者代表	3名	
市民公募	4名	

任期：令和2年6月18日～令和4年6月17日

#### 【令和2年度会議】

第1回（令和2年8月7日開催）

議 題：会長及び副会長の選出

報告事項：八千代市環境基本条例の一部を改正する条例（案）について  
（仮称）八千代市環境保全条例（案）について  
八千代市第3次環境保全計画について

第2回（令和2年11月17日開催）

議 題：八千代市第3次環境保全計画について（諮問を含む）

第3回（令和2年12月23日開催）

議 題：八千代市第3次環境保全計画（素案）について  
そ の 他：今後のスケジュール及び第4回環境審議会について

第4回（令和3年3月18日開催）

議 題：八千代市第3次環境保全計画について（答申を含む）

#### ② 八千代市廃棄物減量等推進審議会

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の諮問機関として設置しています。

#### 廃棄物減量等推進審議会委員の構成

学識経験者	3名	11名
廃棄物処理業者	2名	
事業者代表	2名	
自治会・市民団体代表	2名	
市民公募	2名	

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

#### 【令和2年度会議】

第1回（令和3年1月8日書面開催）

主要議題：「会長及び副会長の選任について」

「八千代市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）」

「八千代市災害廃棄物処理計画の改定について」

第2回（令和3年3月10日書面開催）

主要議題：「八千代市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）」

「八千代市災害廃棄物処理計画（素案）について」

#### ③ 八千代市谷津・里山保全・活用推進会議

八千代市谷津・里山保全・活用推進会議設置要領に基づき、本市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたって保全し、再生・活用することを目的に設置しています。

#### 谷津・里山保全・活用推進会議委員の構成

学識経験者	4名	10名
事業者代表	1名	
活動団体関係者	2名	
土地所有者	1名	
行政関係者	1名	
市民公募	2名	

任期：令和3年3月1日～令和6年2月29日

※委員のうち1名が事業者代表と活動団体関係者を兼任

#### 【令和2年度会議】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

※八千代市谷津・里山保全・活用推進会議は、八千代市谷津・里山保全計画の計画期間満了に伴い、令和3年3月31日をもって廃止。

#### (4) 市民等との連携

##### ① 不法投棄連絡員

各地域における不法投棄について市への通報や、市が実施する不法投棄防止に向けた啓発活動への参加を役割として、地域の環境に関心のある方を市長が委嘱しています。

##### ② 廃棄物減量等推進員

ごみの減量化や資源化を推進するために地域のリーダーとして活動し、各家庭に向けて周知・啓発することを役割として、一般廃棄物の減量及び適正処理に関し熱意と識見のある方を市長が委嘱しています。

#### (5) 広域組織等

広域的な環境問題に対応するため、各種の協議会に加入し、関係機関と協力のうえ事業を行っています。

##### ① 習志野市・八千代市環境保全連絡会議

両市に共通する環境問題への対策を推進するため、情報交換、合同調査・研究を行っています。

##### ② 印旛沼水質保全協議会

印旛沼の水質を保全し、印旛沼の広域的価値の増進を図り、良好な生活環境を保全するため、設置されています。県、県水道局、関係 13 市町、(独)水資源機構、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協同組合、JFE スチール(株)東日本製鉄所及び印旛沼環境団体連合会が加入しており、水質保全思想の普及や水質保全に必要な調査研究等を行っています。

##### ③ (公財)印旛沼環境基金

印旛沼の水質浄化を進め、周辺地域の環境を保全するため、県及び印旛沼流域 13 市町の協力により設立されました。主な事業は、印旛沼及び流域河川の調査研究、講習会・見学会、啓発宣伝、ボランティア団体への助成等で、基金が発行する印旛沼白書にその詳細が公表されています。

##### ④ 印旛沼流域水循環健全化会議

印旛沼の水質改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討する目的で設置されています。

印旛沼に関係する住民・市民団体、専門家、関係機関、行政等により構成され、対策を進めるにあたって、関係者全員が一緒に行動するための指針として「印旛沼流域水循環健全化計画」が策定され、基本理念『恵みの沼をふたたび』のもと、5つの目標を設定し、101の対策に取り組んでいます。

⑤ 千葉県環境衛生促進協議会

循環型社会の構築を目指し、会員相互の知識普及と技術の向上をはかり、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的に、県内の全市町村、清掃関係の一部事務組合が加入しています。

### 3 八千代市環境基本条例

近年の環境問題は、社会経済活動の拡大や生活様式の変化などに伴い、産業型公害から都市・生活型公害へと変化してきており、さらには、地球温暖化など地球的規模にまで拡大しつつあります。

このような環境問題に適切に対処するには、従来の問題対処型の法的枠組みだけでは不十分であり、環境に配慮した新たな対応が求められるようになりました。このことから、本市では、環境を取り巻く諸問題に対応するため、平成10年11月に八千代市環境基本条例を制定しました。

この条例は、恵み豊かな環境をより良い状態に保全し、将来の世代に引き継いでいくため、①良好な環境の維持、②持続的発展が可能な社会の構築、③自然との共生、④地球環境の保全という4つの基本理念を定め、市・事業者・市民の環境に対する責任を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。（条文は参考資料を参照）

### 4 八千代市第2次環境保全計画

#### (1) 計画の骨子

八千代市環境基本条例の規定に基づき、八千代市環境保全計画の趣旨を引き継ぎ、次世代に快適な環境を継承するため、環境の保全に関する包括的な施策として八千代市第2次環境保全計画を平成23年3月に策定しました。対象となる分野は①生活環境、②自然環境、③地球環境であり、対象期間は平成23年度から令和2年度までの10年間で、平成28年度に中間年度として見直しを実施しました。

市民(団体を含む)、事業者、そして市がそれぞれの役割を認識し、協働してこの計画を推進していきます。

#### (2) 計画の基本方針と施策

環境の将来像を「自然と人のくらしが持続的に調和するまち」と位置づけて、『次世代に快適な環境を継承するために』を計画の主要な目的に掲げ、以下の基本方針と施策の方向を定めました。

■4つの基本方針■	■施策の方向■
<p>1. 持続可能な循環型のまちをつくる 《循環・持続》</p>	<p>①地球温暖化防止対策として、<u>温室効果ガス</u>の削減を市民、事業者及び市が共通認識を持って実行する。 ②再生可能エネルギー導入・利用と省エネルギーの推進を図り、資源・エネルギーの使用量を削減する。 ③人口の増加に伴う用水の確保が必要である。そのため、使用水の節約、雨水のかん養域の確保及び雨水の利用の促進で、水の循環型都市づくりを進める。 ④廃棄物は「4R」（ごみを発生させない・繰り返し使う・それでもごみになったら資源として再利用・不要なものは断る）の視点から、循環型社会の構築を目指す。</p>
<p>2. 安心・安全な生活環境を保全する 《安全・快適》</p>	<p>①安心かつ安全で快適な生活環境を確保するため、大気汚染対策、悪臭防止、水質汚濁対策、騒音・振動対策、土壌汚染対策、地盤沈下の防止のための施策を継続する。 ②市民・事業者・市が守るべき環境に係る事項を定めた八千代市環境保全条例を策定する。</p>
<p>3. 自然と共生するまちをつくる 《共生・継承》</p>	<p>①谷津・里山を保全するとともに、人の気持ちぐ安らぐ緑と水辺が織りなす自然の景観を確保する。 ②動植物が生息できる自然条件を確保し、生物多様性を保全する。</p>
<p>4. 市民・事業者とともに実践する 《参加・協働》</p>	<p>①環境学習を推進する。 ②市民や事業者などとの協働・連携によって環境保全の事業を推進するとともに、新たな活動団体の育成に努める。</p>



### (3) 計画の行動指針

八千代市第2次環境保全計画では、主体別指針と地域別指針に区分して行動指針を示しました。

主体別行動指針では、第1に市民の役割と行動指針を掲げ、『市民は、環境負荷の少ない生活を実践し、市の施策に協力する役割があります。』と市民の積極的な参加が重要であると指摘しています。

第2に事業者の役割と行動指針を掲げ、『事業者は環境への影響が大きいことを考慮し、(略) 日常の事業活動において省資源・省エネルギー、自然環境の保全、地球温暖化防止対策などの環境負荷軽減のための取組を実践する役割を持っています。』と、その重要な要素を示しました。

さらに、第3に市の行動指針として総合的かつ計画的な施策を策定し、計画的に実施する責務があることを明らかにしました。こうした3者主体の協働が計画を推進していくうえで重要な因子となっています。

また、地域環境を構成する要素には地域差があり、それぞれの地域特性に応じた環境保全施策を実施することも必要であり、市域を南部、中部、北部の3地域に分け、地域ごとの環境の状況を解析し、環境に関わる主要な課題と行動指針を示しています。

### (4) 主要施策

基本方針や課題を複合的に包含した施策を戦略的かつ重点的な主要施策として、4つのプロジェクトとして掲げており、平成29年3月に後期計画として見直しをしました。

#### ① 谷津・里山保全プロジェクト

八千代市の特徴的な自然である谷津・里山を市民、土地所有者、事業者、市が協働して保全・再生する事業を進めていきます。

- I 谷津・里山保全計画の策定と推進
- II 谷津・里山の保全・再生事業
- III 生物多様性の保全
- IV 動植物生息調査

#### ② 汚染地下水の浄化水を利用した**ビオトープ**プロジェクト

汚染地下水の浄化対策をすでに実施している土地で、対策により生じた浄化水を利用したビオトープを造ることを目指します。

- I 地下水汚染対策
- II ビオトープの整備・管理

#### ③ 地球温暖化対策プロジェクト

地球温暖化の原因物質の一つである二酸化炭素等の排出量を減らすため、省エネ・低炭素化に向けた施策を展開していきます。

- I エコアクション2.1の普及および「COOL CHOICE 賢い選択」の推進

- Ⅱ 一般家庭に対する省エネルギー設備設置費補助事業
- Ⅲ 二酸化炭素排出削減の取り組みを促進
- Ⅳ 4 Rの推進
- Ⅴ 谷津・里山の保全

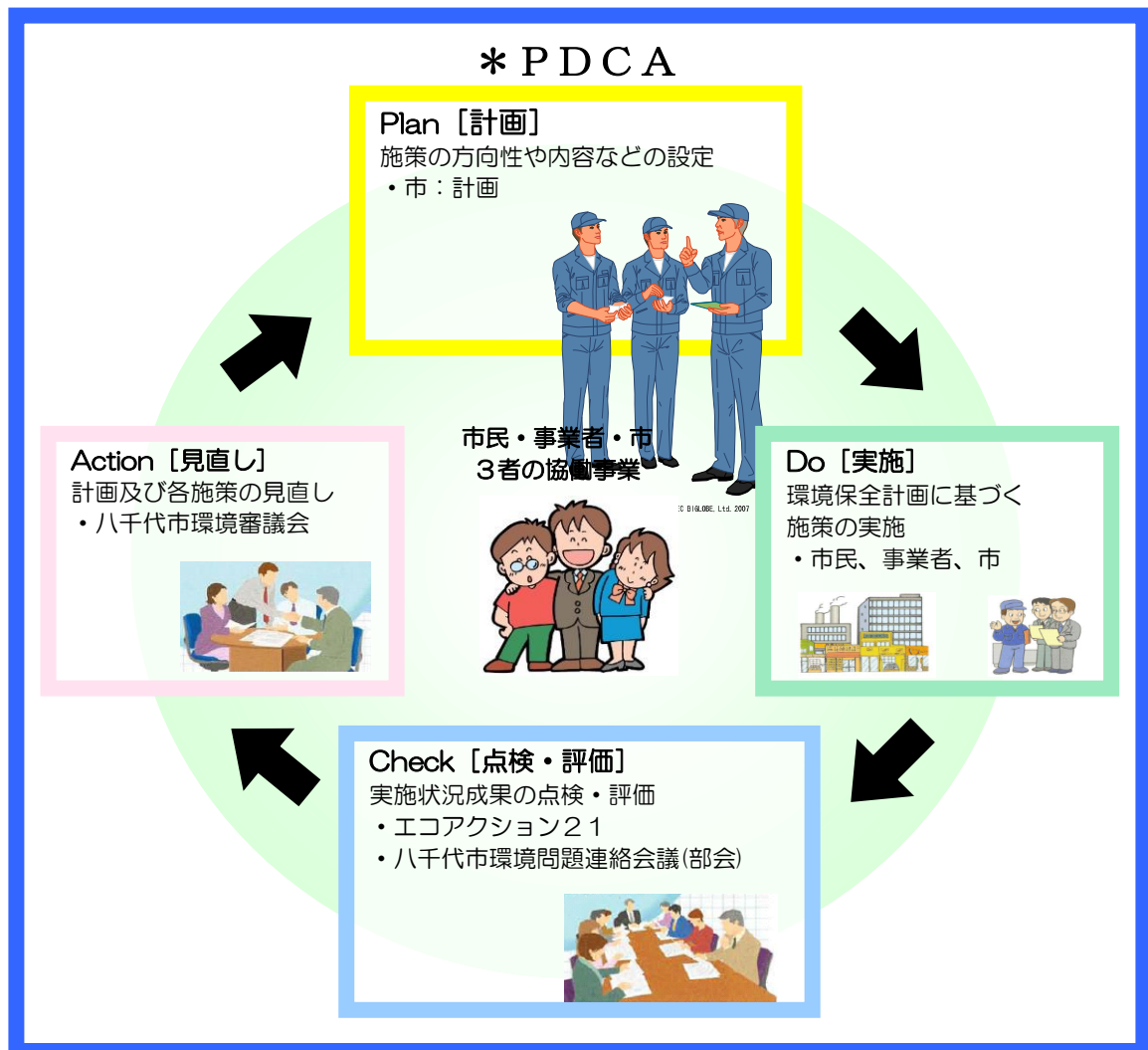
④ 地球環境にやさしい人づくりプロジェクト

環境講座等の実施により、地球環境の保全に対する関心と理解を深め、地球環境にやさしい行動をする人づくりを推進します。

- Ⅰ 自然観察会の実施
- Ⅱ 環境講座の実施
- Ⅲ こども環境教室の実施
- Ⅳ ほたるの里を活用した環境学習の実施

(5) 計画の推進体制と進行管理

八千代市第2次環境保全計画の推進を図るため、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行っています。



この計画を具体的な施策として設定するのは市であり、それを実施するのは市民(団体)、事業者及び市、計画全体の進捗を点検するのはエコアクション21や内部組織である環境問題連絡会議となります。さらには、点検された結果を環境白書(八千代市の環境)などで市民に報告するとともに、環境審議会で見直します。

## 5 環境保全協定

環境保全協定とは、環境保全について市と事業所がそれぞれ遵守する事項を定めることにより、事業所の操業等に伴う公害を防止することを含め、快適な地域環境づくりのために市・事業者の双方が環境保全を推進することを目的とした協定です。

昭和45年、46年にかけて市内事業者と締結した公害防止協定から、法令等の改正や社会状況の変化に伴い条文を改定し、平成9年には24社と環境保全協定を締結しました。

現在は事業所の廃業や移転により、環境保全協定締結事業所は20社となっています。

### 環境保全協定締結事業所(令和3年3月31日現在)

事業所	所在地	業種	締結年月日
アズマックス(株)	八千代市大和田新田564	摩棒製造	平成9年3月31日
キンセイマテック(株)千葉工場	八千代市大和田新田1098-4	非鉄金属精錬	平成9年3月31日
興真乳業(株)	八千代市大和田新田130	乳製品製造	平成9年3月31日
神東塗料(株)千葉事業所	八千代市大和田新田711	塗料製造	平成9年3月31日
東京ステンレス研磨興業(株)	八千代市大和田新田590-5	金属加工	平成9年3月31日
東洋佐々木ガラス(株)千葉工場	八千代市大和田新田559	ガラス製品製造	平成9年3月31日
那須工業(株)	八千代市吉橋1085-5	溶融亜鉛メッキ加工	平成9年3月31日
(株)ホリキリ	八千代市上高野1827-4	輸送用機械製造	平成9年3月31日
ポリマープラス(株)	八千代市大和田新田598	合成樹脂製造	平成9年3月31日
住友精化(株)千葉工場	八千代市上高野1384-1	化学工業	平成9年4月1日
(株)タツノ化学千葉工場	八千代市大和田新田601	化学工業	平成9年4月1日
東邦シートフレーム(株) 八千代事業所	八千代市上高野1812	金属製品製造	平成9年4月1日
八千代特殊金属(株)	八千代市大和田新田730	鉄鋼	平成9年4月30日
日伸鋼業(株)	八千代市大和田新田656-2	溶融亜鉛メッキ加工	平成9年11月12日
シノブフーズ(株)	八千代市上高野1734-1	弁当・惣菜等製造	平成12年8月29日
大亜真空(株)	八千代市大和田新田495	真空ポンプ等製造	平成12年10月17日
渡新工業(株)	八千代市吉橋1085-24	鋼材表面処理加工	平成14年2月8日
(株)東亜オイル興業所	八千代市上高野1728-5	産業廃棄物処理	平成14年5月10日
(株)アーステクニカ	八千代市上高野1780	機械器具製造	平成18年12月14日
NSガルバ(株)	八千代市大和田新田672-1	溶融亜鉛メッキ加工	平成24年5月14日

※日新ガルバ(株)は令和2年7月1日にNSガルバ(株)へ事業所名変更